

試験について

「履修規程」(本『履修要覧 - 横浜キャンパス共通 - 』の4章「学則および諸規程」を参照)をよく読んで試験に臨んでください。

試験についての連絡事項は掲示板やウェブステーションに掲示・掲載します。必ず確認するようにしてください。

1 定期試験

定期試験は、前学期末と後学期末の定期試験期間中に実施する試験のことです。

試験日程は、各学部の『履修要覧』表紙裏に書かれている「学年暦および各種行事日程表」に従ってください。

前学期末試験の実施対象科目は、原則として前学期で終了する授業科目です。

ただし、通年科目については、授業担当者の判断により実施する場合があります。

後学期末試験の実施対象科目は、前学期で終了する授業科目を除くすべての授業科目です。

試験時間割は、原則として試験実施2週間前までに公開します。通常の授業時間割と曜日・時限が異なる場合があります。なお、発表後に変更される場合もありますので注意してください。

定期試験を実施する授業科目は、試験を受験しなければ成績評価の対象となりません。

また、通年科目で前学期末試験と後学期末試験の2回にわたって実施する授業科目は、その双方とも受験しなければ成績評価の対象となりません。

履修登録をしていない授業科目は、受験しても成績評価の対象となりません。

また、同一担当者の同一授業科目の試験であっても、「履修登録確認表」の記載と異なる曜日・時限で受験した場合は成績評価の対象となりません。

定期試験時間（前学期末・後学期末共通）

時限	試験時間
1	9：10～
2	10：50～
3	13：20～
4	15：00～
5	16：40～
6	18：20～
7	19：50～

試験時間は、原則60分（最大70分）です。試験終了時間は試験科目によって異なります。

試験時間は、変更されている場合があります。必ず掲示やウェブステーションで確認してください。

2 臨時試験

臨時試験は、成績評価の補助として各授業科目担当者の判断により行う試験です。

ただし、定期試験の評価と臨時試験の評価を併せて成績評価とする授業科目もあるので注意してください。

教員より掲示の依頼がある試験については掲示板で試験日・試験講堂等をお知らせします。

授業と異なる講堂で試験を実施する場合があります。試験当日は必ず掲示板を確認してください。

臨時試験時間

試験日・時間などは授業担当教員の指示に従ってください。

3 追 試 験

受験資格・手続きなど

やむを得ない理由（下表〔追試験の受験資格者および受験許可対象期間の例〕を参照のこと）によって、定期試験科目を受験できなかった者。

原則として、当該科目の試験日を含め4日以内（理由により試験実施前までや翌日までの場合もある）（ただし日曜・祝日は除く）に欠席を証明できる書類と申請書を提出した者。

「追試験料」を納入した者。

以上3点の内容をすべて満たし、「追試験審査委員会」の審査で許可を得なければ追試験を受験することはできません。

不明な点は、必ず事前に教務課窓口で確認してください。自分で判断をすることは間違いの原因となりますので注意してください。

【追試験の受験資格者および受験許可対象期間の例】

追試験受験資格者（該当例）・申請許可期間	追試験受験許可科目対象期間	提出書類
(1) 病気・ケガ等により受験できなかった者で、当該科目の試験日を含め4日以内（ただし日曜・祝日は除く）に申請した者。（インフルエンザ等やむを得ず4日以内に登校できない場合は、あらかじめ電話連絡を入れること。）	* 医師の診断書等に記載されている期間のみ	* 「医師の診断書」等理由を証明できる書類
(2) 原則として自宅からの通学において、列車遅延等により受験できなかった者で、当該科目の試験日を含め翌日までに申請した者。	* 遅延等を証明できる書類に記載されている期間のみ	* 遅延等を証明できる「遅延証明書」等
(3) 採用に関する説明会や面接・試験等の就職活動（採用と直結しないセミナーは対象外）により受験できなかった者で、当該科目の試験日を含め4日以内（ただし日曜・祝日は除く）に申請した者。	* 試験等の時間および受験のための往復に要すると判断される期間のみ * 証明書について不明な点がある場合は、事前に教務課で確認してください。	* 受験した企業等が発行した「受験証明書」（「日時・場所・担当者の記載があるもの）
(4) 各種課程の実習との重複により受験できない者で、当該試験科目の定期試験実施前に申請した者。	* 実習期間および実習のための往復に要すると判断される期間のみ	
(5) 公的機関の招請等により受験できない者で、当該科目の定期試験実施前に申請した者。	* 招請状に記載された期間および現地への往復に要する期間	* 公的機関からの「招請状」または「依頼状」等
(6) 以下の内容におけるスポーツ大会またはコンクール等への出場により受験できない者で、当該科目の定期試験実施前に申請した者。 世界的大会またはコンクール等への出場者。 全日本の大会またはコンクール等への出場者。 世界的・全日本のと同等とみなし得る大会またはコンクール等への出場者。	* 大会またはコンクール等参加期間および現地への往復に要する期間	* 「大会案内・コンクール案内」および「プログラム」等
(7) 三親等以内の親族の忌引きにより受験できなかった者で、当該科目の定期試験終了後速やかに申請した者。	* 以下の内容に掲げる期間および帰省等のための往復に要する時間 父母・配偶者・子... 7日以内 祖父母・兄弟・姉妹... 3日以内 曾祖父母・伯（叔）父母・姪・甥... 1日	* 当該事由を証明するに足る書類（会葬礼状等）
(8) その他やむを得ない事由により受験できなかった者で、当該科目の試験日を含め4日以内（ただし日曜・祝日は除く）に申請した者。	* 当該事由を証明するに足る書類に記載された期間	* 当該事由を証明するに足る書類

「診断書」の記載事項については、次の事項に注意してください。

診断書の日付は、受験できなかった科目（申請科目）の試験日と同じであること。

診断書の日付が試験日以前である場合や申請科目が複数日になる場合は、医師の所見欄に治療に要した期間が明示されていること。（例： 日間の自宅安静を指示した。 日から 日まで通院した。）

受験対象科目

定期試験を実施した科目のみです。

追試験時間

定期試験開始時間と異なりますので注意してください。

試験開始時間については、受験手続きの際に「追試験実施要領」を配付または掲示しますので確認してください。

4 受験上の注意（定期試験・追試験）

試験開始前

「履修登録確認表」に記載された授業科目以外は、受験できません。また、担当者・クラス・時限などを誤って受験した場合は、「無効」となります。

「試験開始時間」は通常の「授業開始時間」とは異なりますので注意してください。

受験講堂は、「試験時間割」で指定されています。指定された席に着席してください。

遅刻は試験開始後30分まで認めます。ただし、正当な理由があり、追試験の受験を希望する場合には、試験問題を確認する前に、試験監督者に申し出てください。

「学生証」は必ず試験場に持参してください。学生証を忘れた、または紛失した場合は、証明書自動発行機で「仮学生証」を発行してください(手数料100円)。

追試験を受験する場合は、受験手続き後に交付される「受験票」および「学生証」を持参してください。

試験開始後

試験場においては、すべて試験監督者の指示に従ってください。

試験場においては、「私語」「その他疑惑を招くような態度」はとらないでください。また、「携帯電話」、「ふでばこ」は机の上には置かないでください。「携帯電話」は時計として使用することも禁止します。

「答案用紙」に第一部、二部区分・学部・学科・年次・組・学籍番号・座席番号・氏名を記入する際には、必ず「ペン」または「ボールペン」を使用してください。無記名の答案用紙は無効となり、成績評価の対象外となります。

試験開始後は受験放棄できません。また、試験開始後40分間は退出できません。

「答案を持ち帰る」ことは、不正行為（カンニング）扱いとなります。

不正行為について

「カンニング行為」だけでなく、「答案の教室外への持ち出し」、「持ち込み条件で許可された以外の物の参照」、「試験監督者の指示に従わなかった場合」等すべて不正行為とみなされ、不正行為等取扱規程に則り処分されます。

不正行為を行った者の成績については、当該試験期間の全試験科目が無効となり、停学・退学などの処分となることもあります。処分については、保証人に通知します。

【参考】	単純不正行為 = 「戒告」 悪質不正行為 = 「停学」 不正行為が2度にわたった時 = 「退学」
-------------	--